

令和 6 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

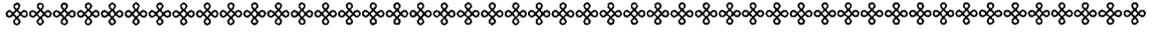
定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

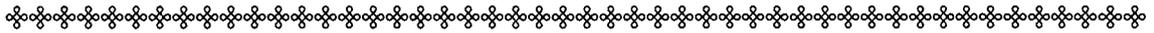
招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（8月27日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	10
日程第4 議案第14号から議案第18号まで、認定第1号及び報告第4号から報告第5号の上程及び提案理由説明	11
日程第5 上程議案等に対する質疑について 〔議案第14号から議案第18号まで、認定第1号及び報告第4号から報告第5号〕	13
日程第6 一般質問	22
日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について 〔議案第14号から議案第18号まで、認定第1号及び報告第4号から報告第5号〕	26
日程第8 閉会中所管事務調査について	32
閉会宣告	33
会議録署名	34
参考資料 議案等審議結果一覧表	35
議案等質疑通告一覧表	36
上程議案等	39



令和 6 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和6年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年7月25日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

記

- 1 日 時 令和6年8月27日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所7階 全員協議会室

以 上

議 員 出 席 表

令和6年第2回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		8月27日			8月27日
1	大津亮一	○	23	稲川新二	○
2	飛田謙一	○	24	風見好文	/
3	矢口勝雄	○	25	根本光治	/
4	渡邊澄夫	○	26	櫻井健一	/
5	関口忠男	○	27	市村香	○
6	稲葉里子	○	28	遠藤富美子	○
7	油原信義	○	29	宮内守	○
8	廣瀬榮	○	30	高野衛	○
9	中村博美	○	31	守谷智明	/
10	小室信隆	○	32	長島幸男	○
11	藤橋隼	○	33	石川祐一	○
12	熊田栄	/	34	菊地昇悦	○
13	田村泰之	○	35	猿田正純	○
14	久保田真澄	○	36	寺門定範	/
15	遠藤憲子	○	37	大森勝夫	○
16	五頭泰誠	○	38	林昌子	○
17	雨澤正	○	39	野口雅弘	○
18	小池みよ子	○	40	山本豊	○
19	平田健三	○	41	安田忠司	○
20	寺田文彦	○	42	植竹美智雄	○
21	吉川美保	○	43	青木輝明	○
22	寺門厚	○	44	新井邦弘	○

説明員出席者（地方自治法第121条第1項）

広域連合長	松丸修久（守谷市長）
副広域連合長	中島 栄（美浦村長）
代表監査委員	磯崎和廣
事務局局長	井上鏡子
事務局次長兼会計管理者	沼田正朋
事務局次長	小林敦明
総務課長	介川忠明
事業課長	佐谷克博
給付課長	飯島良弘

議会事務局職員出席者

議会事務局局長	塚本健二
書記	鈴木崇弘

提 出 議 案 一 覧

- 議案第14号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について
- 議案第18号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第4号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）



議 事 日 程

8 月 27 日



令和 6 年 第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 6 年 8 月 27 日 (火)

午後 2 時開議

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

広域連合長の挨拶

日程第 4 議案第 14 号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい
て

議案第 15 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)

議案第 16 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 17 号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更
について

議案第 18 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例について

認定第 1 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第 4 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和
解)

日程第 5 上程議案等に対する質疑

【議案第14号から議案第18号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号から報告第 5 号まで】

日程第 6 一般質問

日程第 7 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第14号から議案第18号まで、認定第 1 号及び報告第 4 号から報告第 5 号まで】

日程第 8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 2 時

開会宣告

○議長（大津亮一君） それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（大津亮一君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

城里町議会選出の加藤木直議員、古河市議会選出の佐藤泉議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されたため、議長においてこれを許可いたしました。

また、河内町議会選出の高橋利彰議員、守谷市議会選出の高橋典久議員、神栖市議会選出の山本実議員、つくばみらい市議会選出の守谷智明議員、那珂市議会選出の寺門厚議員、阿見町議会選出の平岡博議員、大子町議会選出の菊池靖一議員が、選出元の市町村において任期満了となりました。

これにより、各選出元の市町村において広域連合議会議員の補欠選挙が行われ、令和6年2月21日に河内町議会の山本豊議員、同年3月1日に守谷市議会の寺田文彦議員、神栖市議会の遠藤富美子議員、つくばみらい市議会の守谷智明議員、同月5日に城里町議会の猿田正純議員、同月11日に那珂市議会の寺門厚議員、同年4月5日に阿見町議会の野口雅弘議員、同月10日に大子町議会の大森勝夫議員、同年6月21日に古河市議会の渡邊澄夫議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、山本豊議員から御挨拶を願います。

[40番山本豊君登壇]

○ **40番**（山本豊君） 河内町の山本豊です。よろしくお願ひします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、寺田文彦議員から御挨拶を願ひます。

〔20番寺田文彦君登壇〕

○ **20番**（寺田文彦君） 皆さんこんにちは。守谷市議会選出の寺田でございます。今後ともひとつよろしくお願ひいたします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、遠藤富美子議員から御挨拶を願ひます。

〔28番遠藤富美子君登壇〕

○ **28番**（遠藤富美子君） 神栖市選出の遠藤富美子と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、猿田正純議員から御挨拶を願ひます。

〔35番猿田正純君登壇〕

○ **35番**（猿田正純君） 皆さんこんにちは。私、城里町議会の選出をされました猿田正純と申します。どうぞよろしくお願ひをいたします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、寺門厚議員から御挨拶を願ひます。

〔22番寺門厚君登壇〕

○ **22番**（寺門厚君） 那珂市議会選出の寺門厚でございます。どうかよろしくお願ひします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、野口雅弘議員から御挨拶を願ひます。

〔39番野口雅弘君登壇〕

○ **39番**（野口雅弘君） 皆さんこんにちは。阿見町議会選出の野口雅弘です。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、大森勝夫議員から御挨拶を願ひます。

〔37番大森勝夫君登壇〕

○ **37番**（大森勝夫君） 皆さんこんにちは。高齢化率断トツ1位の町、大子町選出の大森勝夫です。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、渡邊澄夫議員から御挨拶を願ひます。

〔4番渡邊澄夫君登壇〕

○4番（渡邊澄夫君） 皆さん、こんにちは。古河市議会選出の渡邊澄夫でございます。よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。
なお、守谷智明議員は本日欠席となっております。

日程第1 議席の指定について

○議長（大津亮一君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（大津亮一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、38番林昌子議員、39番野口雅弘議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（大津亮一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。

また、本日の議事日程について一部変更があり、議案第18号を追加したいと思ひます。なお、議案の内容については、先日開催した全員協議会において説明されたものとなります。

本議案については、本日開催した議会運営委員会において議決されていることを御報告いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、議案第18号を追加の議案とすることを決しました。

ここで、事務局より当該議案についての議案書をお配りしますので、暫時休憩いた

します。

午後 2 時 0 8 分休憩

午後 2 時 1 0 分再開

○議長（大津亮一君） 会議を再開します。

広域連合長の挨拶

○議長（大津亮一君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長松丸修久君登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりをいただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御尽力を賜っていることに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

令和 6 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

当広域連合も発足から 18 年目を迎え、現在、被保険者数は 46 万人を超え、一般会計、特別会計を合わせた予算も 3,950 億円となり、この規模もさらに団塊の世代が後期高齢者に移行することにより、被保険者数は 50 万人を超え、予算規模はさらに拡大をしていくことが見込まれております。

そのような中、皆様御存じだと思いますが、先般、少子化対策の抜本的強化、安定財源の確保を目的に、令和 8 年度に子ども・子育て支援制度が創設されることが決定をいたしました。この支援金の財源は、医療保険の保険料と合わせて被保険者が拠出することになっており、広域連合においても被保険者に対し支援金の賦課徴収事務が新たに発生することとなります。

このようなことから、6 月 12 日に開催された全国後期高齢者医療広域連合協議会において保険料に支援金を上乘せするというさらなる負担増に対し、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知、広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないよう運営をすることなどについて国への要望を行ってまいりました。

さて、本日は、会計年度任用職員の給与に関する条例の改正や、令和 6 年度の補正予算案や令和 5 年度決算の認定などについて御審議をいただくことになっておりま

すが、それぞれの自治体で養われた皆様の知見をお借りしながら、実りある定例会としたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

日程第 4	議案第 1 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 5 号	令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 6 号	令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 1 7 号	茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について
	議案第 1 8 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
	認定第 1 号	令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	報告第 4 号	令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

○議長（大津亮一君） 次に、日程第 4、議案第 14 号から議案第 18 号まで、認定第 1 号、報告第 4 号及び報告第 5 号まで、以上 8 件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号から議案第 18 号まで、認定第 1 号、報告第 4 号及び報告第 5 号まで、以上 8 件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの 8 件について提出者に提案理由の説明を求めます。

広域連合長松丸修久君。

[広域連合長松丸修久君登壇]

○**広域連合長**(松丸修久君) それでは、議案第14号から議案第18号まで、認定第1号、報告第4号及び報告第5号までの提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

議案第14号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務省通知により、会計年度任用職員の給与改定は常勤職員の給与改定の取扱いに準ずることを基本とされたことから、給与表の改定があった場合、常勤職員と同じく、一会計年度内で遡及対応できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第15号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万9,000円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億254万1,000円とするものでございます。

議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93億5,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,038億3,606万5,000円とするものであります。

議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、施行日である令和6年12月2日以降は現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の用語の整理を行うため、所要の変更を行うものでございます。

議案第18号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同じく改正マイナンバー法の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律第171条第2項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円の過料の規定が削られることとなり、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例についても、同様の規定の削除を行うものでございます。

認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計では、歳入総額14億3,972万5,767円、歳出総額14億3,321万5,311円となり、歳入歳出差引残額651万456円となりました。

特別会計では、歳入総額3,887億6,214万611円、歳出総額3,795億2,799万4,632円となり、歳入歳出差引残額92億3,414万5,979円となりました。

報告第4号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、電算システム経費について3億4,837万

円の繰越しを行ったものでございます。

報告第5号 専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて専決処分をいたしましたので、その報告と承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大津亮一君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

14時15分、29番宮内守議員が出席をいたしましたので、御報告申し上げます。

日程第5 上程議案等に対する質疑

○議長（大津亮一君） 次に、議案第14号から議案第18号まで、認定第1号、報告第4号及び報告第5号まで、以上8件の上程議案等に対する質疑を行います。

なお、議会会議規則第55条第3項に、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定しております。限られた時間の中で円滑に審議を行うため、規則に沿った議事進行をしてまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番の遠藤憲子でございます。

通告しております議案質疑を行います。

認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、数点の質問を行います。

初めに、決算審査意見書の中から、ページ3ページの第5意見の8行目であります。

医療費の伸びを適正な範囲内で収めていく必要があるとの記述がございますが、適正な範囲内で収める必要とは、何をどういうことを示しているのか伺います。

続きまして、決算書のページの11ページ、歳出項目であります。保険給付費不用額が約104億8,345万円ございます。前年度の不用額は約164億円なので、前年度比で約60億円少なくなっております。理由として考えられることは何かを伺います。また、給付費の算定根拠についてもお伺いをいたします。

続きまして、県の財政安定化基金の積立ての問題です。令和5年度までとのことを聞きました。その理由及び現在の残高について伺います。また、安定化基金の取崩しの基準はあるのかをお伺いをいたします。

そして、質問の最後であります。準備基金の積立てについてです。令和5年度につきましては、積立額は30億円、そして取崩しが21億円で、基金残高が約60億円であります。取崩し額の根拠についてお伺いをいたします。また、準備基金に対します広域連合の考え方もお伺いをいたします。

最初の質問を以上とさせていただきます。

○**議長**（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

代表監査委員磯崎和廣君。

〔代表監査委員磯崎和廣君登壇〕

○**代表監査委員**（磯崎和廣君） 遠藤議員の議案質疑にお答えをいたします。

まず、決算審査意見書中の医療費の伸びを適正な範囲内で収めていく必要があるとの記述についてでございます。

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料に加え、多額の税負担や現役世代からの支援金により成立している制度でございます。本県の後期高齢者医療費は、団塊の世代の後期高齢者移行による被保険者数の増加に伴い、今後も増加していくと考えられる一方、総人口は減少が続き、現役世代についても減少が続くことが予想されるところでございます。

このような中、後期高齢者医療制度を持続可能なものとしていくためには、医療給付の適正化やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費適正化に向けた取組を推進し、医療費の増加が避けられない状況にあるとしても、その伸びが過大とならないよう努めることが必要であるという趣旨でございます。

私からは以上でございます。

○**議長**（大津亮一君） 事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○**事務局長**（井上鏡子君） まず、不用額が減少した要因につきましては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから受療動向が変化して、より多くの方が受診したことによる保険給付費の増加が理由であると考えております。

次に、保険給付費の積算は、基本的に被保険者数に1人当たりの保険給付費を乗じて算出したしております。

次に、認定第1号の県財政安定化基金の積立てが令和5年度までの理由についてでございますが、当該基金は、原則想定外の医療給付費の急激な増加や保険料収納率の悪化による広域連合の財政リスクに対応するために活用できると法律で定められており、県がその必要額を確保したと判断したためでございます。

令和5年度末の残高は51億4,086万2,152円、基金の取崩しの基準等につきましては、

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例によるものでございます。

次に、認定第1号の21億円の根拠でございますが、令和6年第1回定例会で可決していただきましたとおり、令和5年度当初予算で保険料の上昇抑制のために計上した16億7,000万円と保険給付費実績や国庫支出金の収入見込み等を基に増額補正をいたしました約4億3,000万円を計上した結果によるものでございます。

また、後期高齢者医療給付準備基金に対する考え方でございますが、当該準備基金は主に被保険者から納付していただく保険料等を基に積み立ててきたものであることから、全ての被保険者の方々に還元することが重要であると考えております。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） ただいま監査委員の方からも御答弁いただきました。この医療費の伸びということなのですが、後期高齢者医療の被保険者が増えていくのは、今、過去の資料からも団塊の世代が順次後期高齢者医療に関わってくれば、当然その部分が増えてくるのは当然だと思います。被保険者数が増えれば、医療給付費も増えてくるのは明らかであります。

この中で適正な範囲とうたっている中で、ジェネリックのこともおっしゃられましたが、今、広域連合のほうでは頻回、何度も受診をする方とか、そういう方とか、あと糖尿病などの生活習慣病の問題とかについても、順次取り組んでいるという、そういうような状況を踏まえれば、このことが疑われたということがどうなのかという疑問から質問をしたものです。

そういうことで、この内容が記述があるということは、初めから医療給付費を伸びを抑えるために何らかの条件をつけたりするようなことが出てくるのではないかと、医療費削減が求められているという方向性を表しているのではないかと考えたものであります。

再度、ジェネリック以外に適正な範囲で収める、その問題について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それと、不用額の問題です。後期高齢者医療連合の大変予算規模、自治体の予算に比べますと大変大きく、不用額が大変大きいのは存じました。しかし、この決算書を見ますと、給付費の中の流用、その中で療養諸費、その中では減額がございました。そして一方では、高額療養諸費、これでは増額が表されております。当初予算と比べて予期せぬ支出があるかとも存じますが、令和5年度、考えられる増額になったような問題などももし分かればお示しをいただきたいと思います。

それと、県の財政安定化基金なのですが、県の条例によりますと、連合では何か答えられないということを経験したんです。しかし、県の財政安定化基金というのは、国と県、そして連合で3分の1ずつ負担をして、基金として県に保管をしているのが事実でございます。令和5年度で積立てが終了するかということでは、今、御答弁の中ではございませんでしたので、この部分について伺いたいと思います。

そして、過去には保険料の軽減に充てたこともございます。県の条例によるものだと思いますが、このまま県のほうにただ保管をしていくということでは、この医療連合の財政運営にも影響が出てくるのではないかと思います。県に積立て終了、この説明を求めていくことはできないのか伺いたいと思います。

そして、準備基金なのですが、準備基金の残高、先ほど申しましたように、令和5年度は約60億円です。決算書を見ますと、次年度の国や県、各市町村に対する諸支出金、償還金及び還付の加算金として実績が確定後に支出が予想されます。しかし、歳入としては、被保険者の保険料や国や県の支出金、そして支払基金の交付金などが歳入としては計上されています。歳出としては保険給付費、そしてまた、保険事業費等の計上した後、残金を基金に積み立てているのが今のこの会計ではないかと思います。さらに、2年ごとの保険料改定時には保険料の改定が大きな問題となることから、保険料値上げを抑える方策について、つまりは準備基金に対する広域連合としての考え方を再度伺います。

それと、先ほど少し質問が漏れてしまったのですが、不用額のところで、給付費の算定根拠なのですが、1人幾らになっているのか、この時点で、御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

代表監査委員磯崎和廣君。

〔代表監査委員磯崎和廣君登壇〕

○代表監査委員（磯崎和廣君） 遠藤議員の再度の御質問にお答えをいたします。

医療費の適正というふうな中、再度の御質問について具体的な施策、事業、そういったのはどうかというふうなお話だと思うのですが、実際、この被保険者保険料算定にやはりこういった医療費の伸びが影響してくるということでございますので、そういったものを踏まえて、今、答弁申し上げましたように、ジェネリック医薬品、そういった促進、さらには頻回受診者、こういったものに関して訪問指導を行ってございます。

そういった中で、抑制を図っていくということでございますので、そういったものを根気よく続けていくということで医療費の抑制を図っていくというようなことで

今考えてございます。

○議長（大津亮一君） 事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 再度の質問にお答えいたします。

不用額の部分でございますけれども、高額療養費のところにつきましては、2割負担の方が出てきたときに上限額があって、その上限以上を支払ったものを高額療養費のスキームを使って返すということになっておりまして、現実的に高額療養費が伸びているということとはちょっと違うということがございますので、そこはちょっと分かりづらいことになっているかと思えます。

それから、安定化基金につきましては、本年度は積立てをゼロとするということではございますが、積立てを終了するという、今後ずっと終了していくというふうには聞いてございませんので、それは今後、協議をしていくことになろうかと思えます。

準備基金につきましては、遠藤議員がおっしゃられたように、保険料のときに活用するといったように、被保険者の方々に還元するような使い方をしてまいりたいと考えております。

すみません、飛びましたが、安定化基金の考え方については、基本的には県のほうが主体的にということになっております。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

○15番（遠藤憲子君） ありません。

○議長（大津亮一君） 続いて、30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議員番号30番高野衛です。

議案第16号につきまして2点質疑を行います。

令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、2点について質疑を行います。

1点目は、歳入で繰越金、療養給付費等繰越金確定による増、88億4,584万8,000円の多額となった理由について詳しく説明をお願いいたします。

2点目は、歳出で、後期高齢者医療給付費準備基金積立金28億899万5,000円を積み立てる内容になっておりますが、仮に積立てせずにこの財源を保険料増加の抑制に活用するならば、1人当たり保険料はどのくらい引下げが可能であるかお伺いいたします。

次に、報告第1号の質疑であります。

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

電算システムを新しくすることの延期についてであります。電算システム経費3億4,837万円の多額を1年間延長し、令和7年4月1日までに稼働するとの説明ですが、遅れることになった理由及び過去に2回のシステム改修において後れたことはあったかどうか、また、業者との契約書の有無、違約金の徴収、業者の選定方法はどのようになっているか、広域連合及び市町村への影響はどうであるかお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 療養費などの法定給付につきましては、その財源を国や県、市町村等が定率により負担することとされております。国などからの療養給付費負担金等を予算ベースで概算交付を受け、被保険者が必要なときに必要な医療が受けられるよう、医療費の支払いに充てているところでございます。

この療養給付費の確定が翌年度となりますことから、概算交付により受領した負担金や交付金等につきましては、決算上、一度繰り越した後、療養給付費の確定に伴う精算を行い、概算で受給した負担金等に過不足が生じている場合には、返還または追加交付を受けることとなります。このため、88億4,584万8,000円を繰り越してございます。

なお、令和5年度療養給付費におきましても、予算現額に対する執行率は97%に達しておりますが、国等から概算交付を受けた療養給付費の負担のほうが多く返還することとなり、その返還金については歳出補正予算に計上してございます。

次に、基金を充てた場合の保険料は、概算でございますが、1人当たり約2,500円の減額が可能かと考えております。

次に、報告第4号でございます。

答弁に当たり、まず国による地方公共団体情報システム標準化の動きについて述べさせていただきます。

これまで自治体の情報システムは自治体ごとに独自に導入されており、様々な弊害が生じておりました。そのような中、自治体情報システムの標準化、共有化の取組を国が主体的となり推進することで、自治体の人的、財政的負担の軽減が図られ、自治体職員が住民サービスの強化等に注力できるようになるとともに、オンライン申請等を全国的に普及させるといったデジタル化基盤の構築を目指すことといたしました。

後期高齢者医療に係るシステムにつきましても、国の標準化対象の20業務に含まれており、令和7年度末までに標準化に移行するものとされております。

そのような自治体情報システムの根本を大きく変更するプロジェクトを推進する中で、大きな混乱を発生させることなく円滑に標準化へ移行するためには様々な検証が必要となり、検証を進めていく中で検証範囲をさらに広げることが必要となったことから、移行スケジュールに約1年の遅延が生じたと聞いております。

次に、過去に稼働の遅れがあったかにつきましては、過去に今回のような国のプロジェクトに基づく新たなシステムの構築事象はございませんでしたので、事象は発生してございません。

次に、開発事業者との契約書の有無、違約金の徴収、業者の選定方法につきましては、今回のシステムの標準化について国から委託された国民健康保険中央会に照会いたしましたところ、開発事業者とは契約書は交わしており、選定方法は一般競争入札である旨の回答を得ておりますが、その他詳細な回答はいただけておりません。

次に、広域連合や市町村への影響についてでございますが、被保険者に対する行政サービスに影響はございません。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議案第16号について再質問をいたします。

88億円からの多額の繰越金ということで、その理由についても説明をいただいたところであります。

いろいろ説明を詳しくいただきましたけれども、結論的には、概算で医療費の伸び等を行ってきたということで、そこでいろいろあれば国に返還したり、あるいは国、県など市町村など追加で徴収をするとか、いろいろやらなきゃならないというような話でしたけれども、結論的には、令和5年度の当初予算において医療費の見込みが過大であったということが結論ではないかと、このように理解したところですが、それでよいか、改めてその点を伺います。

並びに、2点目のほうで、28億円という積立てをするというようなことで、それを保険料の引下げに充てるとすれば、どのくらいできるかというようなことで答弁をいただいたところではありますが、今、高齢者の負担が、令和6年度も保険料の引上げが行われて、高齢者の負担も増になっている。そして、今、食料品や燃料、あるいは猛暑でのクーラーの電気代などなど増額して、大変なこの物価高騰の中で高齢者の生活に大変な影響が出ていると。そういうことを考えたときに、この28億円の財源を積立てをするのではなくて、本年度保険料の軽減に使うことは考えていないのか、その点をお伺いいたします。

報告のほうで、新しいシステムに……。

○議長（大津亮一君） 高野議員、さきに言いましたけれども、会議規則の第55条第3項にあるように、自己の意見を述べることはできないということで申し上げさせていただきました。その点を考慮しながら再質問を行ってください。

○30番（高野衛君） 報告第1号の電算システムを新しくするという内容についてありますが、市町村への影響というのは、ないというような答弁でしたけれども、今年12月2日には、2日から現行の保険証を使えなくなるというようなことでいろいろな変化が起きているということで、新しいシステムの、これは市町村へもかなり影響が出ているのではないかと、このように感じますけれども、全くないのか、改めてその点答弁を伺います。

それと、違約金の発生がないのかということで、先ほど遅れた理由についても検証範囲を広げなきゃならないというようなことが起きたというような理由が述べられましたけれども、それは想定済みの話で、やはり契約の履行ができなかったということには違いない、違約金の発生が当然あるのではないかと、その点について明確な答弁はありませんでしたけれども、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対しての執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 被保険者が必要なときに必要な医療が受けられるように、私ども準備しておく必要があると考えておりますので、医療費の見込みが過大であったとは考えてございません。

電算システムにつきましては、市町村における影響はないというふうに聞いております。

違約金につきましては、国から委託を受けている国民健康保険中央会のほうから回答が得られておりませんので、ここで回答することはできません。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

○30番（高野衛君） ありません。

○議長（大津亮一君） 続いて、34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 34番、大洗町議会の菊地でございます。

この4次計画の変更について提案されておりますが、これは提案理由としては、用語の整理のためとされているわけでありまして。用語は内容を示すということを考えれば、ここに何らかの変更が含まれるのではないかと考えるものであります。その点

を伺います。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 令和6年12月2日で被保険者証が廃止されることになり、被保険者証が新規発行できなくなるため、今回の改正では、被保険者証等の用語を資格確認書等に名称を変更するものとなっております。ほかの変更箇所はございません。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） この改正によって変わるところがないという、大変気持ちのいいような一発回答であったわけですが、もう一度伺いますが、今度のこの資格確認書によって、保険料の未納者に対する対応はどうかということをお伺いいたします。これまでは、未納者に対して短期保険証というものが発行されていたわけですが。その状況を見ると大変心を痛めるわけですが、この条例改正の改正前と改正後を見ましても、市町村が行う事務として、被保険者証の引渡し及び回収から資格確認書等の引渡し及び回収、この後書かれておりませんが、この内容について説明をしていただきたい。

もう1点は、保険料未納の方にこれまで短期保険証を発行していたわけですが、今後はこのような、未納だからということでペナルティを科すようなことはない、こういうことでよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 令和6年12月2日以降、短期保険者証についても、被保険者証同様に廃止となります。短期保険者証に代わるものについては、現在示されておられません。

それに、ペナルティのお話が出ましたけれども、その部分についても、まだ国から特に示されてございませんので、ここで答弁はできかねます。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

○34番（菊地昇悦君） ありません。

○議長（大津亮一君） 続きまして、議案第18号につきましては、通告制ではございませんので、質疑のある方は挙手をいただき、指名された際は議員番号と氏名を発言し、

質疑を行ってください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 以上で、上程議案等に対する質疑を終結いたします。

日程第6 一般質問

○議長（大津亮一君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

なお、前回定例会から、一般質問に係る発言時間は、執行部の答弁時間を含めて30分以内としていることをあらかじめ申し上げます。

それでは、一般質問の通告がありますので、これを許します。

34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 34番、大洗町議会の菊地でございます。

先ほども質疑の中で、監査委員さんへの意見書についての質疑がありました。この質疑に対して監査委員さんがお答えになっているわけではありますが、改めて伺います。

これは事務局長に伺います。

茨城県は、全国的に見て後期高齢者の医療費が少ないものの、令和2年度に一度減少した医療給付費は再度増加に転じ、今後も団塊の世代の後期高齢者移行などによる保険者数の大幅な増加が予想される、そのために医療費の伸びを適正な範囲内で収めていく必要がある、このように非常に重要な指摘をされているわけではありますが、この意見に対して、どのように受け止めているのか、また、その受け止め方とこれから考えていることなどありましたら伺います。

次に、ランサムウェアに関することで伺います。

広域連合事務局から、8月9日付の感染に関する件についての文書を受けました。現在、これが最後のものとなっていると思うのですが、調査結果は、被保険者の個人情報流出していなかった、個人としても組合としても大変ラッキーだったというふうに思うところであります。

ところで、今回の議会のための説明資料には、7月19日付のランサムウェアの報告文が示されているところではありますが、その報告文の初めに、被保険者の個人情報流出したおそれがある、このことが判明したと書かれているわけでもあります。その後、時系列で状況説明が記載され、最後の対応状況では、現在のところ、これは現在というのは7月19日を指すのかどうか分かりませんが、現在のところ、流出や不正利用等

の被害は確認されておりませんとなっております。1枚の同じペーパーで、おそれがあることが判明した、そして一方では、流出は確認されていないとなっている、これは結果が同じではない、全く違う、読んでいてそのように感じたわけではありますが、このことについて伺います。

○議長（大津亮一君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 監査委員の意見に関しての受け止めについてございますが、監査委員からの意見につきましては、当広域連合が関係法令に基づき、後期高齢者医療制度を適正に執行していると認めていただいたものと認識しているところであり、今後も引き続き、健全かつ適正な組織運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大津亮一君） 事業課長佐谷克博君。

〔事業課長佐谷克博君登壇〕

○事業課長（佐谷克博君） 菊地議員の一般質問の2点目、ランサムウェア感染に関しての報告について、経緯と今後の対応についてお答えいたします。

これまでの経緯ですけれども、御案内のとおり、本年6月6日に医療費通知書の作成を委託しておりました株式会社イセトーのシステムがコンピュータウイルスに感染したことにより、個人情報が出た可能性があるとの報告を受けました。報告を受け、該当者へは電話連絡等により状況説明を行い、国や県等に報告、併せましてプレスリリースを行っております。また、後日、改めて文書による説明を該当者に送っているところでございます。

被害発覚後、株式会社イセトーにおきまして、外部専門家による調査が行われまして、7月29日付で調査報告書のほうが提出されました。

調査の結果といたしましては、今回、不正アクセスにより流出したデータは、関西にある情報処理センターのサーバのデータのみであり、当広域連合のデータは神奈川にある情報処理センターで処理を行っているため、情報の流出はなかったとの報告を受けております。

今後、改めて株式会社イセトーのほうから再発防止策が示される予定となっておりますが、今回の事態を重く受け止めまして、委託業者の管理体制の強化に努め、引き続き適切な対応と個人情報の適正な管理を求めてまいります。

あと、菊地議員の質問にございました報告書、こちらから出した報告書の前半の文書と後半の文書の違いというところなのですが、個人情報の流出したおそれがあると

いう当初報告があつて、その段階では、まだ流出したのかどうかというのは分からなかったのですけれども、被害があつたという報告は受けていないという下の部分の説明になります。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番菊地昇悦君。

発言の残り時間は24分30秒であります。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 事務局長から御答弁いただきましたが、なかなか何を言っているのか分からない、非常に重要な提起をしているのですが、監査委員さんのほうから、これをどう今後この意見を具体化して改善を図っていくのか、そういう決意というものがなかなか受け止めることができないというふうに感じました。改めてもしありましたら、もう一度説明をお願いいたします。

もう1点は、令和2年度に開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、高齢者の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行う取組として有意義な事業であると、この事業によって、後期高齢者の健康増進及びフレイル予防効果ができるため、ますますその重要性が増していると考えられる。事業を実施する市町村は着実に増えており、今後も市町村は、安定的かつ継続的に事業に取り組むことができるよう、事業を担う保健師、看護師等の医療専門職の確保に向けた支援も必要と考えられるという、これも非常に重要な点だと思いますが、このことについてどのように受け止めているのか、そしてまた、支援が必要だとするならば、どのような支援があるのか伺うものであります。

ランサムウェアについてももう一度伺いますが、8月9日付の報告文では、個人情報流出していないというものでしたが、それ以前、6月です。32件という具体的な件数が示されるということがありました。これは、発覚から間もない時期であります。まさにこういう点を考えると、情報が迷走した、こういうことが感じざるを得ないものであります。

そこで、今度の事件は、教訓とすべきことは非常に重要なことだと思いますが、どんなことだったのか、教訓とすべきことはどんなことだったのか、また、委託先のイセト一社は、事業契約から見て適正な取組を行ったのかどうか、当組合の対応はどうだったのか、しっかりと検証すべき事柄ではないか、このように思います。コンピュータウイルス感染は、想定外のものではない、その前提で契約していることだと思いますが、今後の取組を伺います。

○議長（大津亮一君） ただいまの再質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

- 事務局長（井上鏡子君） 監査委員の意見についての受け止めにつきましては、先ほども申し上げましたが、適正に運営、執行していると認めていただいたものと認識して、今後も引き続き、健全かつ適正な組織運営に努めてまいりたいと考えております。

その次の保健師、看護師等医療専門職の確保に向けた支援でございますけれども、国の特別調整交付金を活用して財政支援を含めた支援体制を図っておりますので、市町村におきまして、医療専門職の確保に向けて取り組んでいただいておりますものと認識しております。

- 議長（大津亮一君） 事業課長佐谷克博君。

〔事業課長佐谷克博君登壇〕

- 事業課長（佐谷克博君） 菊地議員の再質問についてお答えいたします。

今回、調査の結果、広域連合のデータにつきましては、流出がなかったとの報告を受けておりますが、これは確かに運がよかっただけということでもあり、全国では何十万件という情報の流出が確認されております。

こういった事案を受けまして、改めて個人情報を取り扱う業務を担うものとしても、責任、保護の重要性、こちらを再認識しているところでございます。

今後、これまで以上に、事業者への個人情報の厳重な取扱いの指導を徹底するとともに、当広域連合におきましても、引き続き個人情報の適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

- 議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番菊地昇悦君。

発言の残り時間は19分45秒であります。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

- 34番（菊地昇悦君） 事務局長に再度伺います。

保健師、薬剤師等の専門職の確保に向けた取組として、国の財政支援があるということの説明されました。これは、市町村が取り組むことだと思っておりますが、連合としてどのようにこれを働きかけていくのか、積極的に働きかけていく必要があるのではないかとと思っておりますが、その考え方を再度伺うものであります。

そして、ランサムウェアについて再度伺いますが、このイセトー社については、各自治体との契約違反、こういうことが言われているところがあります。消却したと報告した個人情報が実は消去されていなかった、あるいはネットワークの個人情報を保存していなかったなどとネットなどで指摘されているわけですが、この点にも

問題意識を持っているのかどうか、契約先の在り方としては、非常に重要な視点を持って臨むことが求められているのではないかというふうに思うわけではありますが、改めて伺うものであります。

○議長（大津亮一君） ただいまの再質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 保健師、看護師の確保につきましては、一体的実施を計画を市町村で作成する段階で、広域連合と綿密な相談をしながら、こういう交付金を使えるということを提示しながら進めてまいっております。

○議長（大津亮一君） 事業課長佐谷克博君。

〔事業課長佐谷克博君登壇〕

○事業課長（佐谷克博君） 今回、全国で起きていますイセトーの情報流出の原因としましては、業務完了後削除しなければいけないデータが残されていたことや個人情報を取り扱うべきではないパソコンにデータが保存されていたことが主な原因と聞いております。詳しいところは、ほかの事業所に関しては、守秘義務の観点で詳しくは教えていただいております。

委託契約時にこの個人情報の適正管理や契約終了後のデータの確実な処分等について取決めのほうしておりますが、改めて契約内容の徹底等、個人情報の取扱いについて指導してまいりたいと考えております。

また、今年度の業務につきましては、イセトーと既に契約は締結済みでございましたが、このような状況の中で安心して業務を継続することは難しいと判断しまして、双方合意の下、7月17日付で契約の解除を行っております。

○議長（大津亮一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（大津亮一君） 日程第7、議案第14号から議案第18号まで、認定第1号、報告第4号及び報告第5号まで、以上8件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広

域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

被保険者数は、最新の数字では、令和5年度調査報告では45万8,717人です。特別会計の保険料負担金は、前年度比約14億円増えております。資料請求でも明らかなように、所得階層別では所得なしが48.08%、所得ありが51.76%です。もう少し詳しく見てみますと、所得200万円以下が82.98%、200万円以上400万円未満が12.74%で、この2つを合わせますと95.72%です。400万円以上が4.28%という状況が今の広域連合です。

茨城県の所得階層は、全国に比べまして多少低いことが現れております。また、窓口負担の資料からも最新データをいただきましたが、圧倒的に多いのが1割負担、33万7,429人、72.3%、令和4年10月から2割負担となったことで、被保険者は10万869人、21.6%、3割負担は2万8,209人、約6%です。確かに外来受診では配慮措置があり、月額3,000円までとありますが、3,000円を超えない限り有効なものとは言えません。しかも3年という期限つきで、令和7年9月30日までの限定であります。

高齢者は複数の病気を抱え、治療が長期にわたることもあります。窓口負担が増えますと、治療を途中で中断してしまうなど起こることもあります。3,000円を超えない限り措置を受けることができません。もし1か月1,000円が2,000円になったらと考える方も多いのではないのでしょうか。

令和5年度は、賦課限度額が66万円になりました。所得の高い被保険者だから、それなりの負担をしてもらうのは当然、このように考える方もおられますが、一時的な収入での算定や年金収入が大方の高齢者への負担増は限界との声も聞こえております。

また、令和6年度、令和7年度の予算では、後期高齢者医療から出産育児一時金に充てるための拠出があり、保険料の負担増となりました。この間、コロナ禍で通院を控えていた被保険者も、令和5年5月に感染症の位置づけが5類になり、医療機関にかかる被保険者も増えました。被保険者がコロナにかかり医療機関を受診すると、保険適用となりましたが、自己負担が1割から3割発生し、金額が高いと治療を中断する方も出ていると聞いています。

また、広域連合の特別会計では、令和5年度の給付費準備基金残高は約60億円、財政調整基金もあります。県の財政安定化基金が約51億円です。しかも、県の財政安定化基金は県の扱いであります。取崩し基準につきましても、答弁でいただきましたが、まだその問題についても明らかではないと考えます。しかし、この基金の中には被保険者の保険料も含まれております。準備基金の使い方が定められているといいますが、

給付費の不足や保険料率上昇に活用、このようなことが答弁でありました。毎年積み立てられる準備基金、被保険者の保険料軽減に充てることは考えられないか考えます。

広域連合は、独自の財源がないとよく答弁でおっしゃられておりましたが、弾力的な運営ができるように各種の減免規定を設けたり、県や市町村からの一般会計などから財源確保を目指すべきと考えます。今後も物価高騰など、高齢者の厳しい生活を圧迫する高い保険料や窓口一部負担増、これ以上の負担を強いるべきではないと反対をするものです。

皆さんに御賛同をお願いをいたし、反対討論といたします。

○議長（大津亮一君） 30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議員番号30番、高野衛です。議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について反対の討論を行います。

補正予算総額93億5,735万8,000円となり、内容は、歳入において88億4,584万8,000円の前年度療養給付費等の繰越金の増額となり、歳出においては28億899万5,000円の積立てとなっています。これらは過大な医療費の見込み違いによる結果と判断します。

令和5年度の広域連合の被保険者実態調査において、後期高齢者の半数近くは所得がありません。令和6年度は保険料の上げが行われましたが、28億円のこの財源を後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てるのではなく、物価高騰が続く中、この財源を保険料の軽減に充て、高齢者の生活安定のために今年度使うべきであると考えます。

以上の理由から、議案第16号につきましては反対をいたします。討論を終わります。

○議長（大津亮一君） 34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 34番の菊地です。

私は、議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について述べます。

提案理由は、用語の整理のためとなっているものでありますが、この変更の基となっているのは、マイナ保険証への転換を進める、このことから生じているのであります。マイナ保険証を取得、利用すればメリットがありますとされ、その一つが自己負担が軽くなる、低くなる。そして2点目は、よりよい医療を受けられることができる、このようなものとなっております。つまり、持たない者はメリットはないということになります。マイナ保険証発行を受けるか、または、利用するかは強制ではなく、任

意そのものであります。同じ医療を受けながら、同じ対応ではないわけでありまして。

その該当者を示すものが資格確認書となっているものであります。用語の整理で変わるが、内容は変わらないという説明でありましたが、用語が変われば、それに意味づけがあるということではないでしょうか。

さらに言えば、保険証の証から確認書の書、こういうものになるものであります。保険証から確認証という流れであれば分かるものであります。この証というのは、まさにあかし、証拠となるものであります。高齢者にとってのその存在を重要な言葉で表しているものであります。一方、書というものは、単に書き連ねたものという意味であり、高齢者の尊厳を軽視した、そんな言葉ではないかというふうに思わざるを得ません。このような思想では、今後の後期高齢者医療の在り方に不安を感じるころであります。

そして、そういう点から、今回の提案には賛同できません。反対の討論といたします。

○議長（大津亮一君） 16番五頭泰誠君。

〔16番五頭泰誠君登壇〕

○16番（五頭泰誠君） 議席番号16番、つくばの五頭でございます。

それでは、今定例会で上程されております議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更、認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,038億3,606万5,000円に増額補正するものでございます。

歳入につきましては、国、県、市町村において負担をいただいている負担金等の過年度精算による4億9,150万5,000円、特別会計の繰入金の前年度の減額による1,991万5,000円の減額、前年度繰越金による増額分の88億8,576万8,000円であり、特に問題がないと判断しております。

歳出の総務費2,000万5,000円の増額分は郵便料金の改定により増額するもので、被保険者の皆様の医療に関する必要な通知等を送付するために必要なものであると判断しております。

基金積立金28億899万5,000円の増額分は、保険給付のための財源となる給付費準備

基金への積立金であり、後期高齢者の被保険者の皆様が安心して医療を受けるための医療給付費に充てられるものであり、必要なものであると判断しております。

諸支出金65億2,835万8,000円の増額分は、国、県、市町村等の負担金を被保険者の療養給付費に充当した分の清算額であり、継続して制度運営をしていくための清算額を返還するのは、当然必要なものであると判断しております。

次に、議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、マイナンバーですね、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されて、令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度における現行の健康保険証が廃止となります。その後は、マイナ保険証を保有していない方には、保険証に代わり資格確認書が交付されることとなりますので、被保険者の方が引き続き安心して適正な医療を受けられるよう、その発行に係る広域計画の変更に賛成するものであります。

次に、認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計14億3,969万2,000円の歳入歳出予算に対して歳入が14億3,972万5,767円、歳出が14億3,321万5,311円、歳入歳出差引残額が651万456円の結果となりました。

歳入の主な内訳は、分担金及び負担金が14億3,259万9,995円で、これらは全て市町村による共通経費負担金となっており、全体の約99.5%になります。令和4年度は98.9%であり、比較しても違和感はございません。

歳出については、14億3,969万2,000円の予算のうち647万6,689円の不用額、つまり使わなかった予算が発生しております。これを率にした不用率は、予算と決算のギャップを示す指標であります。この不用率は0.4%と、令和4年度の0.4%と同様であり、全体の予算執行についての違和感はありません。

次に、後期高齢者医療特別会計3,906億4,277万6,000円の歳入歳出予算に対して、歳入が3,887億6,214万611円、歳出が3,795億2,799万4,632円、歳入歳出差引残額が92億3,414万5,979円の結果となりました。

歳入の主な内訳は、市町村負担金701億4,265万6,890円、国庫支出金1,225億1,623万5,166円、県支出金316億480万2,782円、支払基金交付金1,473億2,934万4,000円となっており、これらを合わせると全体の約95.5%となっております。令和4年度は96.4%であり、比較しても違和感はございません。

歳出については、3,906億4,427万6,000円の予算のうち107億6,641万1,368円の不用額が発生しております。この不用率は2.8%と、令和4年度の4.5%と比べて低くなっ

ており、全体の予算執行についての違和感はなく、大きな問題はないと判断しております。

以上が、議案第16号、議案第17号、認定第1号における賛成討論となります。

以上のことから、私はこれらの議案に賛成するものであり、議員の皆様方に御賛同いただけることをお願い申し上げ、私からの賛成討論とするものです。

○議長（大津亮一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 閉会中所管事務調査について

○議長（大津亮一君） 次に、日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和6年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

大津 亮一

38番

林 昌子

39番

野口 雅弘



参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第14号	茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6.8.27	原案可決
		R6.8.27	
議案第15号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	R6.8.27	原案可決
		R6.8.27	
議案第16号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R6.8.27	原案可決
		R6.8.27	
議案第17号	茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について	R6.8.27	原案可決
		R6.8.27	
議案第18号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	R6.8.27	原案可決
		R6.8.27	
認定第1号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.8.27	承認
		R6.8.27	
報告第4号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	R6.8.27	承認
		R6.8.27	
報告第5号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	R6.8.27	承認
		R6.8.27	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

発言順位 1

質 問 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和6年8月20日
質 問 事 項			答 弁 者
<p>1【認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】</p> <p>(1) 決算審査意見書p3の第5意見の8行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療費の伸びを適正な範囲内で収めていく必要がある」との記述があるが、「適正な範囲内で収め」とは、どういうことか伺う。 <p>(2) 決算書p11 歳出項目</p> <p>①保険給付費不用額が約104億8,345万円。前年は約164億円なので、前年比約60億円少ない。理由として考えられることは何かを伺う。また、給付費の算定根拠についても伺う。</p> <p>②県財政安定化基金の積み立てが令和5年度までとのことだが、その理由及び現在の残高について伺う。また、取り崩しの基準はあるのか伺う。</p> <p>③準備基金の積み立て約30億円、取り崩し21億円で基金残高約60億円。取り崩し額の根拠について伺う。また、準備基金に対する考え方を伺う。</p>			<p>代表監査委員</p> <p>事務局長</p>

【議案質疑】

発言順位 2

質 問 者	高野 衛 議員	受付日	令和6年8月20日
質 問 事 項			答 弁 者
<p>1【議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）】</p> <p>(1) 議案書p19 2歳入（款）8繰越金（項）1繰越金（目）</p> <p>2療養給付費等繰越金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費等繰越金確定による増88億4,584万8,000円の多額となった理由について伺う。 <p>(2) 議案書p21 3歳出（款）6基金積立金（項）1基金積立金（目）1後期高齢者医療給付費準備基金積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療給付費準備基金積立金28億899万5,000円を積み立てる内容になっているが、仮に、積み立てず、この財源を 			<p>事務局長</p> <p>事務局長</p>

<p>保険料増加の抑制に活用するならば、1人当たりの保険料はどのくらい引き下げが可能であるか伺う。</p> <p>2【報告第4号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書p29 「別表 繰越計算書」(款)1総務費 (項)1総務管理費 (事業名)電算システム経費において、3億4,837万円という多額を1年間延長し、令和7年4月1日までに稼働するとの説明があったが、稼働が遅れることになった理由を伺う。また、過去に稼働が遅れたことはあったか伺う。また、業者と契約書の有無、違約金の徴収、業者の選定方法はどのようになっているか、広域連合及び市町村への影響はどうであるか伺う。 	事務局長
--	------

【議案質疑】

発言順位 3

質問者	菊地 昇悦 議員	受付日	令和6年8月20日
質問事項			答弁者
<p>1【議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の整理を行うための変更とあるが、ほかに変わるところはないか伺う。 			事務局長

【一般質問】

発言順位 1

質問者	菊地 昇悦 議員	受付日	令和6年8月20日
質問事項			答弁者
<p>1【認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告中の意見に関する受け止めを伺う 			事務局長
<p>2【医療費通知書作成業務委託先の事業者がコンピューターウイルス(ランサムウェア)に感染したことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経緯と今後の対応について伺う。 			事業課長

【討 論】

発言順位 1

発 言 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和6年8月20日
発 言 事 項			
【反対討論】 1. 認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			

【討 論】

発言順位 2

発 言 者	高野 衛 議員	受付日	令和6年8月20日
発 言 事 項			
【反対討論】 1. 議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			

【討 論】

発言順位 3

発 言 者	菊地 昇悦 議員	受付日	令和6年8月20日
発 言 事 項			
【反対討論】 1. 議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について			

【討 論】

発言順位 4

発 言 者	五頭 泰誠 議員	受付日	令和6年8月20日
発 言 事 項			
【賛成討論】 1. 議案第16号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 2. 議案第17号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について 3. 認定第1号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			



上 程 議 案 等



議案第 14 号

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 27 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ただし、一会計年度の途中で給料表が改定された場合には、翌年度 4 月から適用する。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総務省通知（令和 5 年 5 月 2 日総行給第 21 号）により会計年度任用職員の給与改定は、常勤職員の給与改定の取扱いに準ずることを基本とされたことから、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 2 号）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員 （給料表）</p> <p>第 3 条 フルタイム会計年度任用職員には、茨城県職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号。以下「県給与条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表を準用する。 _____</p> <p>第 4 条 （以下略）</p>	<p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員 （給料表）</p> <p>第 3 条 フルタイム会計年度任用職員には、茨城県職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号。以下「県給与条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表を準用する。<u>ただし、一会計年度の途中で給料表が改定された場合には、翌年度 4 月から適用する。</u></p> <p>第 4 条 （以下略）</p>

議案第 15 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 19,889 千円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,202,541 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 27 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,217,609	△24,399	1,193,210
	1 負担金	1,217,609	△24,399	1,193,210
4 繰越金		2,000	4,510	6,510
	1 繰越金	2,000	4,510	6,510
歳入合計		1,222,430	△19,889	1,202,541

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,851	7	2,858
	1 議会費	2,851	7	2,858
2 総務費		357,008	19	357,027
	1 総務管理費	356,761	15	356,776
	2 選挙費	59	3	62
	3 監査委員費	188	1	189
3 民生費		860,570	△19,915	840,655
	1 社会福祉費	860,570	△19,915	840,655
歳出合計		1,222,430	△19,889	1,202,541

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,217,609	△24,399	1,193,210
4 繰越金	2,000	4,510	6,510
歳入合計	1,222,430	△19,889	1,202,541

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	2, 8 5 1	7	2, 8 5 8
2 総 務 費	3 5 7, 0 0 8	1 9	3 5 7, 0 2 7
3 民 生 費	8 6 0, 5 7 0	△ 1 9, 9 1 5	8 4 0, 6 5 5
歳 出 合 計	1, 2 2 2, 4 3 0	△ 1 9, 8 8 9	1, 2 0 2, 5 4 1

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			7
			19
			△19,915
			△19,889

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市 町 村 負 担 金	1,217,609	△24,399	1,193,210
計	1,217,609	△24,399	1,193,210

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰 越 金	2,000	4,510	6,510
計	2,000	4,510	6,510

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	△24,399	・ 共通経費負担金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	4,510	・ 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	2,851	7	2,858				7
計	2,851	7	2,858				7

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一 般 管 理 費	356,664	14	356,678				14
4 公 平 委 員 会 費	33	1	34				1
計	356,761	15	356,776				15

(款) 2 総務費

(項) 2 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 選挙管理委員会費	59	3	62				3
計	59	3	62				3

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 監 査 委 員 費	188	1	189				1

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11 役 務 費		7	○議会活動費 11 役務費 ・通信運搬費	7 7 7

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11 役 務 費		14	○一般管理事務経費 11 役務費 ・通信運搬費	14 14 14
11 役 務 費		1	○公平委員会活動費 11 役務費 ・通信運搬費	1 1 1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11 役 務 費		3	○選挙管理委員会事務経費 11 役務費 ・通信運搬費	3 3 3

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11 役 務 費		1	○監査委員費	1

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	188	1	189				1

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 高齢者福祉費	860,570	△19,915	840,655				△19,915
計	860,570	△19,915	840,655				△19,915

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		11 役務費 1 ・通信運搬費 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰 出 金	△19,915	○後期高齢者医療特別会計繰出金 △19,915 27 繰出金 △19,915 ・特別会計事務費繰出金 △19,915

議案第 16 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,357,358 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 403,836,065 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 27 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		78,511,805	132,871	78,644,676
	1 市町村負担金	78,511,805	132,871	78,644,676
2 国庫支出金		124,386,887	179,317	124,566,204
	1 国庫負担金	94,837,888	179,317	95,017,205
3 県支出金		33,098,605	179,317	33,277,922
	1 県負担金	33,098,604	179,317	33,277,921
7 繰入金		3,442,069	△19,915	3,422,154
	1 一般会計繰入金	860,570	△19,915	840,655
8 繰越金		7	8,885,768	8,885,775
	1 繰越金	7	8,885,768	8,885,775
歳入合計		394,478,707	9,357,358	403,836,065

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		993,321	20,005	1,013,326
	1 総務管理費	991,979	20,005	1,011,984
6 基金積立金		136	2,808,995	2,809,131
	1 基金積立金	136	2,808,995	2,809,131
8 諸支出金		76,677	6,528,358	6,605,035
	1 償還金及び還付加算金	76,677	6,528,358	6,605,035
歳出合計		394,478,707	9,357,358	403,836,065

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 町 村 負 担 金	78,511,805	132,871	78,644,676
2 国 庫 支 出 金	124,386,887	179,317	124,566,204
3 県 支 出 金	33,098,605	179,317	33,277,922
7 繰 入 金	3,442,069	△19,915	3,422,154
8 繰 越 金	7	8,885,768	8,885,775
歳 入 合 計	394,478,707	9,357,358	403,836,065

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	993,321	20,005	1,013,326
6 基金積立金	136	2,808,995	2,809,131
8 諸支出金	76,677	6,528,358	6,605,035
歳出合計	394,478,707	9,357,358	403,836,065

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			20,005
358,634		2,450,361	
		6,528,358	
358,634		8,978,719	20,005

2 歳 入

(款) 1 市町村負担金

(項) 1 市町村負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 療養給付費負担金	30,869,643	132,871	31,002,514
計	78,511,805	132,871	78,644,676

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 高額医療費負担金	2,228,961	179,317	2,408,278
計	94,837,888	179,317	95,017,205

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 高額医療費負担金	2,228,961	179,317	2,408,278
計	33,098,604	179,317	33,277,921

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	860,570	△19,915	840,655
計	860,570	△19,915	840,655

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	2	39,920	39,922
2 療養給付費等繰越金	5	8,845,848	8,845,853
計	7	8,885,768	8,885,775

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 療養給付費負担金	132,871	・療養給付費負担金過年度分

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 高額医療費負担金	179,317	・高額医療費負担金過年度分

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 高額医療費負担金	179,317	・高額医療費負担金過年度分

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△19,915	・一般会計繰入金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	39,920	・前年度繰越金
1 療養給付費等繰越金	8,845,848	・療養給付費等繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一 般 管 理 費	991,979	20,005	1,011,984				20,005
計	991,979	20,005	1,011,984				20,005

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療 給付費準備基金 積 立 金	136	2,808,995	2,809,131				2,808,995
計	136	2,808,995	2,809,131				2,808,995

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 償 還 金	76,677	6,528,358	6,605,035				6,528,358

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11 役 務 費	20,005	○一般管理事務経費 10,604 11 役務費 10,604 ・通信運搬費 10,604 ○医療費適正化事業費 9,398 11 役務費 9,398 ・通信運搬費 9,398 ○電算システム経費 3 11 役務費 3 ・通信運搬費 3	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24 積 立 金	2,808,995	○後期高齢者医療給付費準備基金積立金 2,808,995 24 積立金 2,808,995 ・後期高齢者医療給付費準備基金積立金 2,808,995	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	6,528,358	○療養給付費国庫負担金返還金 3,921,892 22 償還金、利子及び割引料 3,921,892 ・償還金 3,921,892 ○療養給付費県負担金返還金 959,072 22 償還金、利子及び割引料 959,072 ・償還金 959,072 ○療養給付費市町村負担金返還金 1,091,944 22 償還金、利子及び割引料 1,091,944 ・償還金 1,091,944 ○後期高齢者交付金返還金 469,421	

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	76,677	6,528,358	6,605,035				6,528,358

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		22 償還金、利子及び割引料 469,421 ・償還金 469,421
		○国庫補助金返還金 227
		22 償還金、利子及び割引料 227 ・償還金 227
		○調整交付金返還金 85,802
		22 償還金、利子及び割引料 85,802 ・償還金 85,802

議案第 17 号

茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部の変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 27 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について

茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部を別紙のとおり変更する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、現行の被保険者証は発行されなくなることに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画における用語の整理を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 3 項の規定に基づき、この変更案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画

変 更 後			変 更 前		
<p>第1 計画の趣旨 (略) 広域連合では、これまで、平成19年8月に第1次広域計画、平成24年2月に第2次広域計画、平成29年2月に第3次広域計画を策定し、構成市町村と連携して後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組んで<u>おり、令和4年2月に第4次広域計画を策定し、令和6年8月にその一部を改正しました。</u> <u>引き続き、後期高齢者医療制度の円滑な運営を推進してまいります。</u></p>			<p>第1 計画の趣旨 (略) 広域連合では、これまで、平成19年8月に第1次広域計画、平成24年2月に第2次広域計画、平成29年2月に第3次広域計画を策定し、構成市町村と連携して後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組んで<u>まいりました。</u> <u>このたび、令和3年度末をもって第3次広域計画の期間が終了することから、令和4年度を初年度とする第4次広域計画を策定するものです。</u></p>		
<p>第2－第7 (略)</p>			<p>第2－第7 (略)</p>		
<p>第8 広域連合及び構成市町村が行う事務 (略)</p>			<p>第8 広域連合及び構成市町村が行う事務 (略)</p>		
<p>表6 広域連合及び構成市町村が行う主な事務</p>			<p>表6 広域連合及び構成市町村が行う主な事務</p>		
区分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務	区分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
資格の管理に関すること	○ (略) ○ (略) ○ <u>資格確認書等の交付</u> ○ (略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>資格確認書等の引渡し及び回収</u>	資格の管理に関すること	○ (略) ○ (略) ○ <u>被保険者証等の交付</u> ○ (略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>被保険者証等の引渡し及び回収</u>
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)
<p>附 則 この計画の変更は、令和6年12月2日から適用する。</p>					

議案第 18 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 27 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を削り、第 27 条を第 26 条とする。

第 28 条を第 27 条とする。

第 29 条を第 28 条とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）附則第 11 条第 1 項の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）第 12 条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 4 項及び第 5 項の規定の例によることとされる被保険者証に係るこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第171条第2項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円の過料の規定が削られることとなり、同項に基づく茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するため、この改正案を提出するものである。

新 旧 対 照 表
茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第22号）

改 正 後	改 正 前
第1条－第25条（略） 第5章 罰則 第25条（略）	第1条－第25条（略） 第5章 罰則 第25条（略） <u>第26条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を、10万円以下の過料に処する。</u>
<u>第26条</u> （略）	<u>第27条</u> （略）
<u>第27条</u> （略）	<u>第28条</u> （略）
<u>第28条</u> （略）	<u>第29条</u> （略）
附則（略）	附則（略）

認定第1号

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、
令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に
ついて、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

令和6年8月27日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

令和5年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,432,600,000
	1 負 担 金	1,432,600,000
2 財 産 収 入		1,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,000
3 繰 入 金		1,000
	1 基 金 繰 入 金	1,000
4 繰 越 金		4,464,000
	1 繰 越 金	4,464,000
5 諸 収 入		2,626,000
	1 預 金 利 子	1,000
	2 雑 入	2,625,000
歳 入 合 計		1,439,692,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1,432,599,995	1,432,599,995	0	0	△5
1,432,599,995	1,432,599,995	0	0	△5
925	925	0	0	△75
925	925	0	0	△75
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
4,464,140	4,464,140	0	0	140
4,464,140	4,464,140	0	0	140
2,660,707	2,660,707	0	0	34,707
2,734	2,734	0	0	1,734
2,657,973	2,657,973	0	0	32,973
1,439,725,767	1,439,725,767	0	0	33,767

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		2,307,000
	1 議 会 費	2,307,000
2 総 務 費		280,237,000
	1 総 務 管 理 費	279,992,000
	2 選 挙 費	95,000
	3 監 査 委 員 費	150,000
3 民 生 費		1,155,147,000
	1 社 会 福 祉 費	1,155,147,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出	合 計	1,439,692,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,562,989	0	744,011	744,011
1,562,989	0	744,011	744,011
276,505,322	0	3,731,678	3,731,678
276,342,963	0	3,649,037	3,649,037
40,182	0	54,818	54,818
122,177	0	27,823	27,823
1,155,147,000	0	0	0
1,155,147,000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	2,000,000	2,000,000
0	0	2,000,000	2,000,000
1,433,215,311	0	6,476,689	6,476,689

歳入歳出差引残額

6,510,456 円

令和6年8月27日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸 修久

令和5年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		70,035,925,000
	1 市 町 村 負 担 金	70,035,925,000
2 国 庫 支 出 金		121,405,059,000
	1 国 庫 負 担 金	90,853,603,000
	2 国 庫 補 助 金	30,551,456,000
3 県 支 出 金		31,597,810,000
	1 県 負 担 金	31,597,809,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		150,365,490,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	150,365,490,000
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		214,928,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	214,928,000
6 財 産 収 入		154,000
	1 財 産 運 用 収 入	154,000
7 繰 入 金		3,255,562,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,155,147,000
	2 基 金 繰 入 金	2,100,415,000
8 繰 越 金		13,181,261,000
	1 繰 越 金	13,181,261,000
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000
10 諸 収 入		586,586,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	794,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
70,142,656,890	70,142,656,890	0	0	106,731,890
70,142,656,890	70,142,656,890	0	0	106,731,890
122,516,235,166	122,516,235,166	0	0	1,111,176,166
91,905,273,034	91,905,273,034	0	0	1,051,670,034
30,610,962,132	30,610,962,132	0	0	59,506,132
31,604,802,782	31,604,802,782	0	0	6,992,782
31,604,802,782	31,604,802,782	0	0	6,993,782
0	0	0	0	△1,000
147,329,344,000	147,329,344,000	0	0	△3,036,146,000
147,329,344,000	147,329,344,000	0	0	△3,036,146,000
195,335,254	195,335,254	0	0	△19,592,746
195,335,254	195,335,254	0	0	△19,592,746
154,862	154,862	0	0	862
154,862	154,862	0	0	862
3,255,562,000	3,255,562,000	0	0	0
1,155,147,000	1,155,147,000	0	0	0
2,100,415,000	2,100,415,000	0	0	0
13,181,261,108	13,181,261,108	0	0	108
13,181,261,108	13,181,261,108	0	0	108
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
635,907,583	536,788,549	2,594,227	96,524,807	△49,797,451
1,250,620	1,250,620	0	0	456,620

歲 入

款	項	予 算 現 額
	2 預 金 利 子	3,932,000
	3 雜 入	581,860,000
歲 入	合 計	390,642,776,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
4,065,357	4,065,357	0	0	133,357
630,591,606	531,472,572	2,594,227	96,524,807	△50,387,428
388,861,259,645	388,762,140,611	2,594,227	96,524,807	△1,880,635,389

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		1,219,073,000
	1 総 務 管 理 費	1,217,675,000
	2 賦 課 徴 収 費	1,398,000
2 保 険 給 付 費		374,413,192,000
	1 療 養 諸 費	351,077,887,000
	2 高 額 療 養 諸 費	21,886,955,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,448,350,000
3 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		89,217,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	89,217,000
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金		215,128,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	215,128,000
5 保 健 事 業 費		1,250,203,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1,250,203,000
6 基 金 積 立 金		3,000,003,000
	1 基 金 積 立 金	3,000,003,000
7 公 債 費		1,018,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1,000
	2 公 債 費	1,017,000
8 諸 支 出 金		10,449,942,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,449,942,000
9 予 備 費		5,000,000
	1 予 備 費	5,000,000
歳 出	合 計	390,642,776,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
825,613,920	348,370,000	45,089,080	393,459,080
824,578,306	348,370,000	44,726,694	393,096,694
1,035,614	0	362,386	362,386
363,929,738,022	0	10,483,453,978	10,483,453,978
340,861,029,881	0	10,216,857,119	10,216,857,119
21,724,049,399	0	162,905,601	162,905,601
1,344,658,742	0	103,691,258	103,691,258
89,019,230	0	197,770	197,770
89,019,230	0	197,770	197,770
193,849,418	0	21,278,582	21,278,582
193,849,418	0	21,278,582	21,278,582
1,043,353,555	0	206,849,445	206,849,445
1,043,353,555	0	206,849,445	206,849,445
3,000,002,862	0	138	138
3,000,002,862	0	138	138
0	0	1,018,000	1,018,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,017,000	1,017,000
10,446,417,625	0	3,524,375	3,524,375
10,446,417,625	0	3,524,375	3,524,375
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
379,527,994,632	348,370,000	10,766,411,368	11,114,781,368

歳入歳出差引残額

9,234,145,979 円

令和6年8月27日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸 修久

報告第4号

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越計算書を「別表 繰越計算書」により報告する。

令和6年8月27日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

別表 繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	1 総務管理費	電算システム経費	348,370	348,370						348,370

報告第 5 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和4年（ワ）第522号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年5月14日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和4年（ワ）第522号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が自転車で道路横断中に、相手方の運転する普通貨物自動車に衝突され、受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金29,622,065円の支払いを求める訴えを提起したものである。

なお、被害者の治療は死亡するまで継続し、訴訟期間中も医療給付費は増え続けていたため、請求額を40,834,415円とした。

4 和解内容

(1)被告は、原告に対し、23,000,000円を支払う条件で和解する。

(2)原告は、その余の請求を放棄する。

(3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者側の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。